

# 平成27年度 フードスペシャリスト資格認定試験実施要領

平成27年7月3日

公益社団法人日本フードスペシャリスト協会

## 1. 試験日時

平成27年度のフードスペシャリスト資格認定試験（以下「認定試験」といいます。）は平成27年12月20日（日）9時30分から実施します。

## 2. 試験実施場所

認定試験は、フードスペシャリスト養成機関（以下「養成機関」といいます。）として認定された学部・学科等を有し、平成27年度の認定試験を実施する教育機関（以下「受験教育機関」といいます。）を会場に実施します。

なお、「平成27年度フードスペシャリスト資格認定試験実施校」は、この実施要領とあわせて協会ホームページに掲載します。

## 3. 認定試験と受験資格

(1) 認定試験は、次の資格区分ごとに行います。

- ①フードスペシャリスト資格
- ②専門フードスペシャリスト（食品開発）資格
- ③専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）資格

(2) 認定試験の受験資格を有する方は、前記（1）の①の認定試験においては、下記の方です。また前記（1）の②及び③の認定試験の受験資格を有する方は、①の認定試験を同時に受験する方又はその認定試験に既に合格している方です。

- 一 養成機関の最終年次に属する学生
- 二 4年制大学に置かれた養成機関の第3年次に属する学生で、第3年次中に所定の授業科目の単位の全てを修得すると認められる方
- 三 養成機関を卒業しており、かつ、養成機関において所定の授業科目の単位の全てを修得済みあるいは修得見込みである方

(3) 受験資格の認定は、養成機関の在籍者にあつては、在籍養成機関の属する教育機関（以下「在籍教育機関」といいます。）が、養成機関を卒業した非在籍者にあつては、卒業養成機関の属する教育機関（以下「卒業教育機関」といいます。）が行うものとします。

## 4. 受験教育機関

(1) 養成機関の在籍者は、在籍教育機関で受験するものとします。

(2) 養成機関を卒業した非在籍者は、卒業教育機関での受験を原則としますが、住所等の都合でこれによりがたい事情のある方は、受験申請書に受験希望地を明記し、協会が斡旋する教育機関で受験するものとします。

## 5. 受験申請

### 〔養成機関在籍者〕

(1) 養成機関在籍者にあつては、在籍教育機関を経由して認定試験の区分ごとに受験申請を行うものとします。

(2) 養成機関在籍者は、在籍教育機関に対して受験する次の資格区分ごとの認定試験の受験料の総額を添えて受験申請を行って下さい。

①フードスペシャリスト資格	4,000 円
②専門フードスペシャリスト（食品開発）資格	2,000 円
③専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）資格	2,000 円

なお、申請期限は各教育機関が独自に定めます。通常、協会の受付期限よりも早めに締め切られますので、受験希望の方は注意して下さい。

(3) 在籍教育機関は、(2) を取りまとめのうえ、[別紙1](#)の様式による受験者名簿を簡易書留郵便など送達を確認できる方式で平成27年10月15日(木)までに協会に送付して下さい。

(4) 振込にあたって各教育機関は、認定試験の実施に伴う経費の一部に充てるため、協会から助成する額（受験料の15%に相当する額）を控除して下さい。なお、この方式によりがたい場合は協会にご相談下さい。

(5) 各教育機関は、受験者名簿の発送及び受験料の振込に時期を合わせ、次の資料を件名に教育機関名を入れて協会あてにE-Mail添付で送付して下さい。[協会のE-Mailアドレスは \[jimu@jafs.org\]\(mailto:jimu@jafs.org\)](#)です。

ア 受験者名簿の電子ファイル

イ [別紙2](#) 受験料振込通知書の電子ファイル

### 〔養成機関非在籍者〕

(6) 養成機関を卒業した非在籍者にあつては、協会に直接受験申請を行うものとします。

(7) 養成機関非在籍者は、平成27年9月1日(火)から9月30日(水)までに、以下の書類を簡易書留郵便など送達を確認できる方式で協会に送付するとともに、前記(2)の受験する認定試験の資格区分ごとの受験料の総額および連絡通信費500円の合計額を一括して協会に振り込んで下さい。

① [別紙3](#)の様式による受験申請書（写真および受験料・連絡通信費の振込明細書のコピーを貼付のこと）

② 卒業教育機関から交付を受けた卒業証明書及び単位修得証明書

但し、②の書類は前記3の(1)の①の受験者に限り必要です。既に(1)の①の資格を取得した方で②又は③のみの受験者は不要です。

### 〔共通留意事項〕

(8) 在籍教育機関による受験料の振込先は次のとおりです。また、養成機関非在籍者の受験料や連絡通信費の振込先は、みずほ銀行のみとします。

口座名義	公益社団法人 日本フードスペシャリスト協会		
振込先	みずほ銀行	<small>オオツカ</small> 大塚支店	普通 2102419
	三井住友銀行	<small>スガキ</small> 巣鴨支店	普通 7195855
	三菱東京UFJ銀行	<small>オオツカ</small> 大塚支店	普通 0042968

- (9) 受験料や連絡通信費の領収書は、お振込銀行の振込明細書（「振込金受取書」又は「利用明細票」）をもって代えさせていただきます。
- (10) 一度納入された受験料や連絡通信費は、返納できませんので、あらかじめご了承ください。
- (11) 受験者名簿に記載されていない方あるいは受験申請書が提出されていない方および受験料等の振込のない方は、認定試験の受験を認めません。

## 6. 試験の実施体制

- (1) 各受験教育機関は、フードスペシャリスト養成課程を担当する専任教員（学内兼担教員を含む）又は事務担当責任者の中から試験実施委員を選任し、平成27年10月末日までにその職名及び氏名を**別紙4**の様式により協会にお知らせ下さい。  
試験実施委員は1名に限りません。受験者の数に応じ、円滑な試験の実施に必要な数の試験実施委員を選任、通知して下さい。
- (2) 協会は、受験教育機関に対し、そこで受験を希望する非在籍者がいる場合、その名簿を平成27年10月23日(金)までに送付しますので、当該受験教育機関は**別紙5**の様式による受験会場案内を平成27年11月6日(金)までに協会にご報告下さい。
- (3) 協会は、平成27年11月20日(金)までに非在籍受験者本人に受験票と受験会場案内を送付します。
- (4) 協会は、平成27年12月14日(月)までに、各受験教育機関に、そこで受験する在籍者の受験票と非在籍受験者の受験申請書の写し（写真付）、試験問題および解答用紙を簡易書留郵便など送達を確認できる方式で送付します。
- (5) 試験実施委員は、在籍者の受験票について確認のうえ受験者にお渡しください。
- (6) 受験票は、「平成27年度資格認定試験受験票」として**別紙6**の様式で呈示します。
- (7) 試験実施委員は、試験問題及び解答用紙について、到着後速やかに部数を確認のうえ再厳封し、試験実施直前まで学内に厳重に保管して下さい。
- (8) 各受験教育機関における認定試験の実施に伴う経費は、それぞれの教育機関の負担とします。なお、非在籍者が受験する教育機関には、その受験者数に応じた額（受験料の15%に相当する額）を協会から助成します。

## 7. 試験日以降の対応

- (1) 試験実施委員は、平成27年12月20日（日）午前9時30分から、**別紙7「認定試験実施の手引」**に従い、認定試験を厳正に実施して下さい。
- (2) 試験実施委員は、認定試験後、回収した解答用紙、受験者出欠表（**別紙8**）および非在籍受験者の受験申請書の写しを**平成27年12月23日（水）必着**で協会宛簡易書留郵便など送達を確認できる方式で送付して下さい。なお、送付された解答用紙に欠番がある場合、その受験者は棄権したものとみなします。
- (3) 認定試験の正解表は、解答用紙の受領を確認のうえ、平成27年12月24日（木）に協会のホームページに掲載します。試験問題や正解表に意見のある方は、平成27年12月27日（日）までに協会宛にメールでお願いします。

## 8. 認定試験の内容

- (1) 各資格認定試験の出題科目と出題数、試験時間は、別表のとおりとします。
- (2) 各資格認定試験の問題は、協会の専門委員会が作成します。
- (3) 問題は、各資格認定試験とも五肢択一方式とします。

- (4) 配点は各資格認定試験とも各問2点、120点満点とします。
- (5) 解答用紙はマークシートとします。
- (6) 出題の範囲は、各資格認定試験とも原則として平成26年3月策定の「フードスペシャリスト養成課程コアカリキュラム」(協会ホームページに掲載)によるものとしますが、当分の間、下表のとおりとします。但し、フードスペシャリストを目指す者が当然注意を払うべき食に関する時事的テーマ(平成27年3月31日までの法令改正を含む。)については、この範囲にかかわらず出題することがあります。

フードスペシャリスト論	協会指定テキスト「三訂フードスペシャリスト論」と「四訂フードスペシャリスト論」、同第2版の共通記載事項
食品の官能評価・鑑別論	協会指定テキスト「新版食品の官能評価・鑑別演習」第3版と「三訂食品の官能評価・鑑別演習」の共通記載事項
食品の安全性に関する科目	協会指定テキスト「改訂食品の安全性」第2版と「改訂食品の安全性」第3版の共通記載事項
栄養と健康に関する科目	協会指定テキスト「改訂栄養と健康」第2版と「三訂栄養と健康」の共通記載事項
食品流通・消費に関する科目	協会指定テキスト「新版食品の消費と流通」の記載事項
フードコーディネータ論	協会指定テキスト「三訂フードコーディネータ論」の記載事項
食物学に関する科目	「フードスペシャリスト養成課程コアカリキュラム」(前掲)を参照して出題します。 (参考)協会指定テキスト「調理学」(2015.3.25発行)
調理学に関する科目	

<参考>

協会指定テキストの使用状況(過去4年間)

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
三訂 フードスペシャリスト論 (2007.3.20発行)	→			
四訂 フードスペシャリスト論 (2013.3.25発行)		→		
同上 第2版 (2014.1.30発行)			←	
新版 食品の官能評価・鑑別演習 (第3版)(2008.2.20発行)		→		
三訂 食品の官能評価・鑑別演習 (2014.4.10発行)			←	
改訂 食品の安全性(第2版) (2009.3.25発行)	→			
改訂 食品の安全性(第3版) (2013.2.20発行)		←		
改訂 栄養と健康(第2版) (2010.2.25発行)			→	
三訂 栄養と健康 (2015.3.20発行)				←
新版 食品の消費と流通 (2008.3.31発行)				
三訂 フードコーディネータ論 (2012.3.15発行)				
備考	現4年が 1年次の年度			

(7) 出題の水準は、フードスペシャリストとして必要な基礎の知識・技術を根底に置き、それぞれの資格認定試験にふさわしいものとします。(前掲の「フードスペシャリスト養成課程コアカリキュラム」を参照のこと。)

#### 9. 合否の判定と通知

- (1) 各資格認定試験の合否は、得点結果に従って、協会の専門委員会において判定します。  
但し、専門フードスペシャリスト資格認定試験については、得点にかかわらずフードスペシャリスト資格認定試験に合格していなければ不合格とします。
- (2) 解答用紙の提出がない受験者は、認定試験を棄権したものとみなします。
- (3) 判定結果は、受験教育機関の在籍者にあつては受験教育機関を通じて受験者に通知します。また、非在籍者にあつては協会から受験者に直接通知します。

#### 10. 資格認定証・表彰状の交付申請・授与

- (1) それぞれの資格認定試験に合格し、養成機関で所定の単位を修得して卒業した方に対し、資格認定証を交付します。また、資格を優秀な成績で取得した者に学校推薦により表彰状を、フードスペシャリスト資格認定試験に特に優秀な成績で合格した者に専門委員会の推薦により表彰状を授与します。
- (2) これらの交付申請・授与については、それぞれの規程に基づき行います。具体的な手続きについては、在籍者にあつては合格者名簿の発送に併せて、受験教育機関に通知します。また、非在籍者にあつては、合格通知の発送に併せて通知します。

## 別表

## 認定試験の出題科目と出題数、試験時間

出題科目		フーズスペシャリスト 資格認定試験	専門フーズスペシャリスト 資格認定試験	
			「食品開発」	「食品流通・ サービス」
共通科目	フーズスペシャリスト論 (含：食品表示)	6	6	
	食品の官能評価・鑑別論	9	9	
	食品の安全性に関する科目	8	8	
	栄養と健康に関する科目	7	7	
	小計	30	30	
専門 選択 科目	食物学に関する科目 (含：食品加工学，食品貯蔵・ 流通技術論，食品機能学)	9	25	—
	調理学に関する科目	7	5	10
	食品流通・消費に関する科目	7	—	10
	フードコーディネート論	7	—	10
	小計	30	30	30
合計		60	60	60
試験時間		80分 9：30～10：50	80分 11：10～12：30	

(参 考) 平成27年度フードスペシャリスト資格認定試験チャート



## 〔受験者名簿記載上の留意事項〕

1. フードスペシャリスト養成機関を有する大学と短期大学が併置されている場合も、受験者名簿を別個に作成し提出して下さい。
2. (別添1) 受験者総数は、複数の養成機関を有する場合、養成機関ごとに記入して下さい。また、養成機関の5桁コードは、別添の「平成27年度フードスペシャリスト資格認定試験実施校一覧」記載の5桁コードを記入して下さい。  
養成機関名(学部・学科等)は、協会に届けている現在の名称を記入して下さい。  
受験者の入学(編入)時の名称と異なる場合は、(別添2)、(別添3)の備考欄に「〇〇年〇〇学部〇〇学科入学(編入)」のように記載して下さい。
3. 受験者名簿は在籍者を養成機関ごとに(別添2)、(別添3)のように分けて作成して下さい。受験番号は、3桁の通し番号として下さい。
4. 受験者氏名は、養成機関ごとに氏名の50音順に記載して下さい。但し、4年制大学で3年次受験者がある場合、まず最終年次在籍者を50音順に記載し、次いで3年次受験者を50音順に記載して下さい。  
氏名の表記は、戸籍抄本又は住民票の記載と同じにして下さい。なお、電子データでの名簿管理において注意を要する標準的文字以外の文字(外字作成を必要とする文字、ソフトウェアによって文字化けする可能性のある文字など)を使用する場合は、当該文字を朱筆で囲んで、**備考欄に大きく手書きで記入して下さい**。  
フリガナは必ず入力して下さい。(ルビ機能は使わないで下さい。)
5. 卒業式予定日及び受験者の生年月日の表記は、原則として元号表記とし、卒業式予定日は「平成28年3月10日」のようにきちんと表記し、生年月日は「平成」を省略し「04.08.06」や「元.08.06」のように簡略表記して下さい。また、昭和生まれは「昭和」を省略し「63.07.01」のように表記して下さい。  
但し、卒業証書の表記と統一をとる観点から、フードスペシャリスト資格認定証に記載する交付日付及び生年月日を西暦表記にすることを希望される場合は、卒業式予定日を「2016年3月10日」のように西暦で完全表記し、生年月日を「西92.08.06」のように西暦で簡略表記して下さい。  
なお、留学生等の理由で特定受験者についてのみ西暦表記の認定証を希望する場合は、その受験者の生年月日について、「西89.08.06」のように西暦簡略表記の前に「西」を付けて下さい。
6. 受験者名簿の認定試験区分欄には、当該受験者が受験する認定試験区分に○印を付けて下さい。
7. 備考欄について
  - (1) 3年次受験者の場合は、「3年次受験」と明記して下さい。
  - (2) 3年次にフードスペシャリスト資格認定試験に合格した人が、4年次に専門フードスペシャリスト資格認定試験を受験する場合は、「3年次合格」と明記して下さい。
  - (3) 受験者の入学(編入)時の名称と異なる場合は、備考欄に「〇〇年〇〇学部〇〇学科入学(編入)」のように記載して下さい。
  - (4) 全く同一内容の記載が続く場合でも、コピー・貼付け機能を活用し、きちんと記載して下さい。「//」の使用は不可です。資格認定証の申請者名簿作成にも活用できるようにするため、ご協力をお願いします。
  - (5) 外字は、**備考欄に大きく手書きで記入して下さい**。